

平成28年度版

# 議会の概要



## 長野県下伊那郡喬木村議会

〒395-1107

長野県下伊那郡喬木村6, 664番地

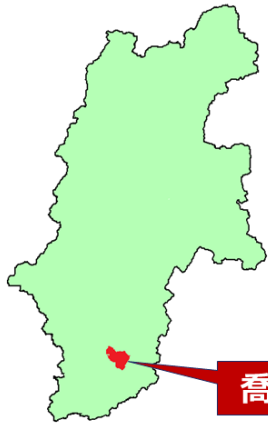
TEL 0265-33-3800

FAX 0265-33-4511



# たかぎむら 喬木村の概要

村発足140年



喬木村

明治8年に5か村が合併して発足。長野県の南部（南信州）に位置し、伊那谷を流れる天竜川が悠久の流れの中で形作った日本最大規模と言われる河岸段丘の上にある。近接する飯田市にはリニア中央新幹線長野県駅設置が決定し、H26年にはアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定され、産業集積、産学官金連携による取組が本格スタートしました。

| 面積<br>(H27.10.1)         | 人口と世帯数(H28.4.1) |            |            |             | 老年人口<br>割合<br>(H28.4.1) | 産業3区分別就業者数(H22.10.1) |          |            |            |
|--------------------------|-----------------|------------|------------|-------------|-------------------------|----------------------|----------|------------|------------|
|                          | 総数              | 男          | 女          | 世帯          |                         | 総数                   | 第一次産業    | 第二次産業      | 第三次産業      |
| 66.61<br>km <sup>2</sup> | 6,587<br>人      | 3,218<br>人 | 3,369<br>人 | 2,165<br>世帯 | 33.8<br>%               | 3,562<br>人           | 686<br>人 | 1,096<br>人 | 1,780<br>人 |

| 保育園(H28.4.1現在) |        |          | 小学校(H28.4.1現在) |        |          | 中学校(H28.4.1現在) |        |          |
|----------------|--------|----------|----------------|--------|----------|----------------|--------|----------|
| 箇所数(園)         | うち小規模  | 園児数      | 箇所数(校)         | うち小規模  | 児童数      | 箇所数(校)         | うち小規模  | 児童数      |
| 3<br>園         | 3<br>園 | 208<br>人 | 2<br>校         | 1<br>校 | 365<br>人 | 1<br>校         | 0<br>校 | 217<br>人 |

| 農業(H27.2.1) |           |          |          |          | 森林面積<br>(H28.4.1) | 工業(H26.12.31) |          |              | 商業(H26.7.1) |          |              |
|-------------|-----------|----------|----------|----------|-------------------|---------------|----------|--------------|-------------|----------|--------------|
| 農業経営対数      | 経営耕地面積    | 田        | 畑        | 樹園地      |                   | 事業所数          | 従事者数     | 製品出荷額等       | 事業所数        | 従事者数     | 製品出荷額等       |
| 327<br>人    | 248<br>ha | 98<br>ha | 64<br>ha | 86<br>ha | 5,321<br>ha       | 21<br>所       | 501<br>人 | 5,905<br>百万円 | 63<br>所     | 279<br>人 | 5,056<br>百万円 |

# 喬木村の紹介



イチゴ狩り観光



児童文学者 椋 鳩十 生誕の地  
「大造じいさんと雁」「母と子の20分間読書」



伝統工芸品 阿島傘(和傘)



松茸観光



りんご狩り

ブルーベリー狩り



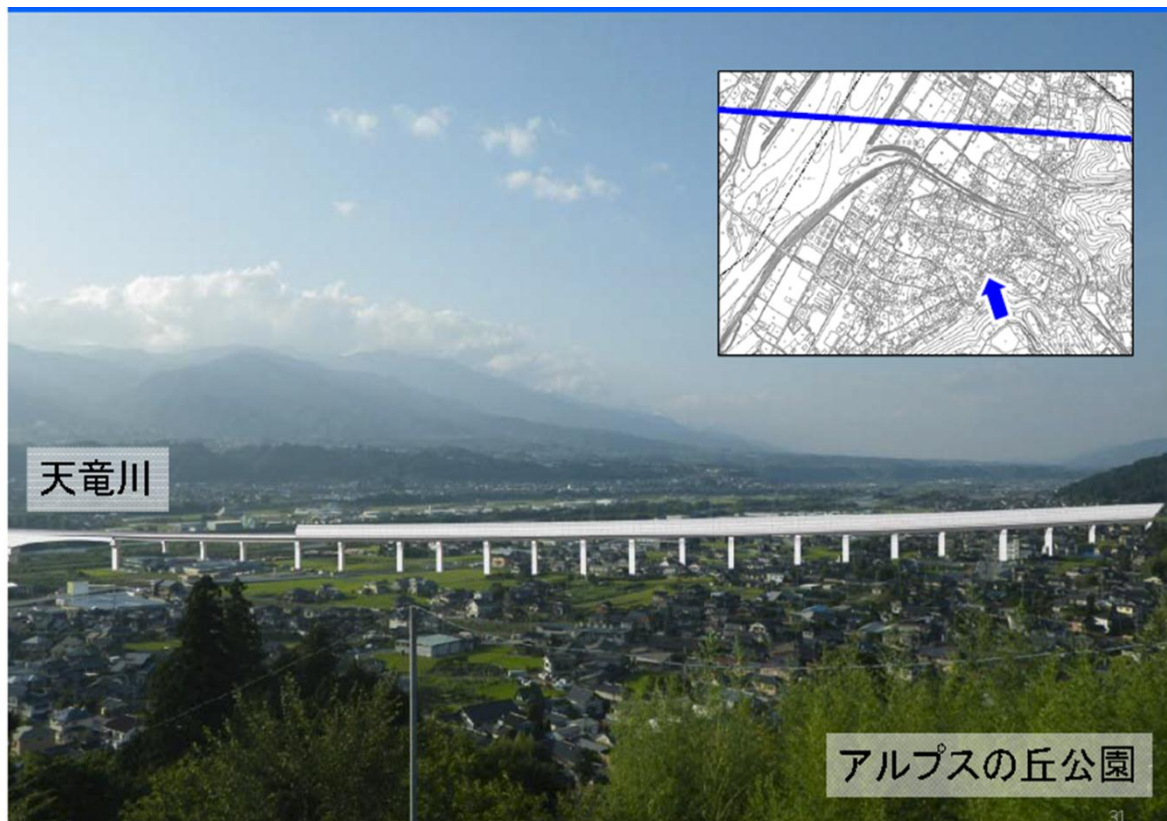
観光栗園



さくらんぼ狩り



# 2027年リニア中央新幹線開業予定 ～東京へ50分・名古屋へ30分～



行政と財政

平成28年度一般会計当初予算

【歳入】

(単位:千円)

| 科目             | 予算額       | 構成比    |
|----------------|-----------|--------|
| 1 村税           | 503,010   | 13.2%  |
| 2 地方譲与税        | 34,000    | 0.9%   |
| 3 利子割交付金       | 1,000     | 0.0%   |
| 4 配当割交付金       | 3,000     | 0.1%   |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  | 1,000     | 0.0%   |
| 6 地方消費税交付金     | 127,000   | 3.3%   |
| 7 自動車取得税交付金    | 7,000     | 0.2%   |
| 8 地方特例交付金      | 2,800     | 0.1%   |
| 9 地方交付税        | 1,527,482 | 40.2%  |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 500       | 0.0%   |
| 11 分担金及び負担金    | 55,306    | 1.4%   |
| 12 使用料及び手数料    | 59,118    | 1.6%   |
| 13 国庫支出金       | 424,025   | 11.2%  |
| 14 県支出金        | 166,141   | 4.4%   |
| 15 財産収入        | 23,609    | 0.6%   |
| 16 寄附金         | 204,112   | 5.4%   |
| 17 繰入金         | 300,142   | 7.9%   |
| 18 繰越金         | 200,000   | 5.3%   |
| 19 諸収入         | 24,755    | 0.6%   |
| 20 村債          | 136,000   | 3.6%   |
| 歳入合計           | 3,800,000 | 100.0% |

財政力指数等

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 財政力指数(平成27年度)      | 0.24  |
| 財政力指数(平成25～27年度)   | 0.23  |
| 経常収支比率(平成27年度)     | 80.30 |
| 実質公債費比率(平成25～27年度) | 79.50 |

【歳出】

(単位:千円)

| 科目       | 予算額       | 構成比    |
|----------|-----------|--------|
| 1 議会費    | 54,309    | 1.4%   |
| 2 総務費    | 658,169   | 17.3%  |
| 3 民生費    | 962,819   | 25.3%  |
| 4 衛生費    | 201,691   | 5.3%   |
| 5 農林水産業費 | 177,311   | 4.7%   |
| 6 商工費    | 28,817    | 0.8%   |
| 7 土木費    | 730,485   | 19.2%  |
| 8 消防費    | 154,370   | 4.1%   |
| 9 教育費    | 431,033   | 11.3%  |
| 10 災害復旧費 | 400       | 0.0%   |
| 11 公債費   | 359,742   | 9.5%   |
| 12 諸支出金  | 1         | 0.0%   |
| 13 予備費   | 40,853    | 1.1%   |
| 歳出合計     | 3,800,000 | 100.0% |

【歳出性質別内訳】

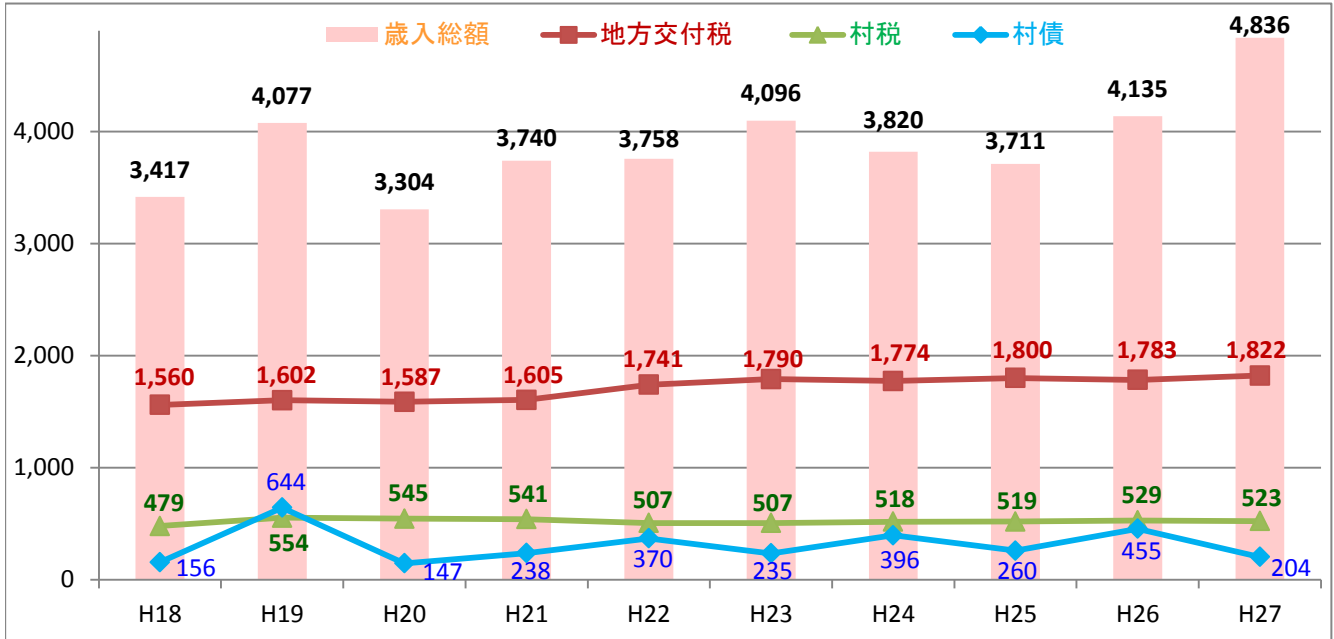
(単位:千円)

| 区分    | 金額      | 比率        |       |
|-------|---------|-----------|-------|
| 投資的経費 | 614,717 | 14.5%     |       |
| 義務的経費 | 人件費     | 585,101   | 13.7% |
|       | 扶助費     | 369,938   | 8.7%  |
|       | 公債費     | 305,284   | 7.2%  |
| その他経費 | 物件費     | 1,147,197 | 27.0% |
|       | 維持補修    | 72,523    | 1.7%  |
|       | 補助費     | 401,813   | 9.4%  |
|       | 繰出金     | 498,231   | 11.7% |
| その他   | 259,124 | 6.1%      |       |

# 決算額の推移

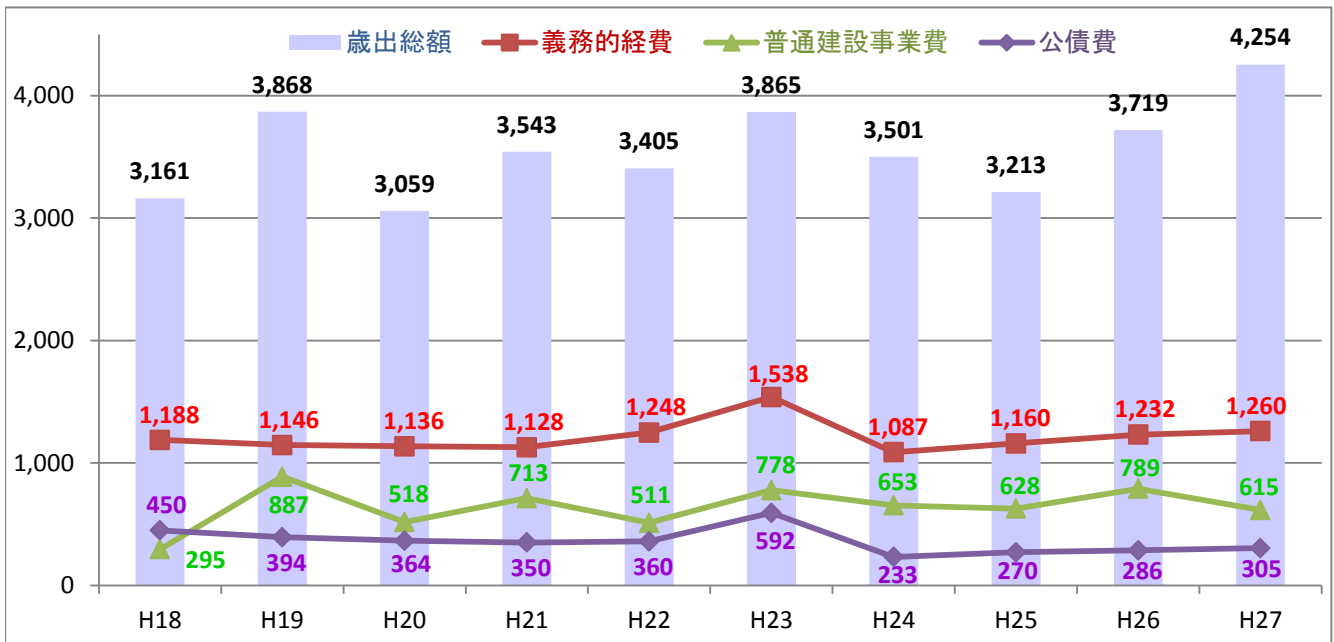
## 歳入

(単位：百万円)



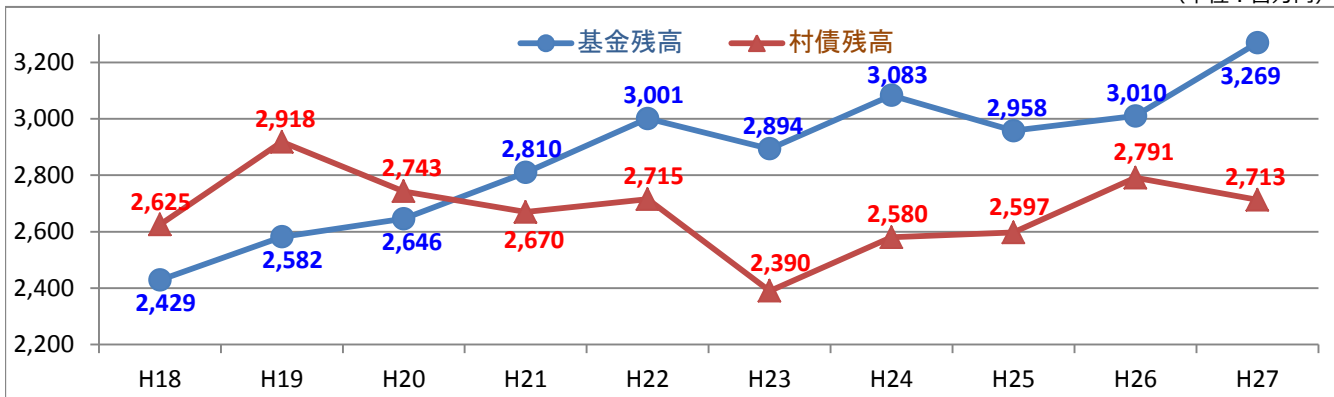
## 歳出

(単位：百万円)



## 基金残高・起債残高

(単位：百万円)



<議会の概要>

議員の構成

定数・任期

| 条例定数 | 現行議員数 | 任 期                     |
|------|-------|-------------------------|
| 12人  | 12人   | 平成25年6月25日 ~ 平成29年6月24日 |

昭和58年 議会の議員の定数を減少する条例制定

昭和60年6月 議員定数22人→20人

平成9年6月 議員定数20人→18人

平成17年6月 議員定数18人→12人

党派別議員構成

| 政 党 名 | 人 数 |
|-------|-----|
| 日本共産党 | 1人  |
| 無所属   | 11人 |
| 計     | 12人 |

会派別議員構成

会派構成はなし

年齢別議員構成

| 年齢区分    | 男   | 女  |
|---------|-----|----|
| 30歳未満   |     |    |
| 30歳～39歳 |     |    |
| 40歳～49歳 |     |    |
| 50歳～59歳 | 2人  |    |
| 60歳～69歳 | 4人  | 1人 |
| 70歳～79歳 | 5人  |    |
| 80歳～    |     |    |
| 計       | 11人 | 1人 |

在職期別構成

| 在職区分 | 人 数 |
|------|-----|
| 1期   | 6人  |
| 2期   | 2人  |
| 3期   | 3人  |
| 4期   | 1人  |
| 5期   |     |
| 6期   |     |
| 7期   |     |
| 計    | 12人 |

### 議会運営委員会

| 委員会構成             | 人 数 | 備 考        |
|-------------------|-----|------------|
| 議会運営委員長、常任委員長、副議長 | 5人  | (議長は会議に出席) |

### 常任委員会

| 常任委員会名      | 人 数 | 備 考       |
|-------------|-----|-----------|
| 総務産業建設常任委員会 | 6人  |           |
| 社会文教常任委員会   | 6人  |           |
| 予算決算常任委員会   | 11人 | (議長除く全議員) |

| 特別委員会の名称       | 人 数 | 備 考  |
|----------------|-----|------|
| リニア・三遠南信道検討委員会 | 12人 | 議員全員 |

### 議会広報

|            |    |
|------------|----|
| 議会だより編集委員会 | 5人 |
|------------|----|

議会だより年4回発行。編集委員長は副議長。その他議員4名で構成。

### 議会モニター

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 設置要綱      | 地区推薦16名と公募4名の計20名までで構成 |
| 平成23年7月1日 | 地区推薦16名 公募なし           |

議会運営、議員活動、村ホームページ、議会だよりについて意見・要望・提言。任期2年。

### 議会事務局

|            |                  |
|------------|------------------|
| 設置条例       | 職員数(事務局長その他必要職員) |
| 平成10年3月15日 | 事務局長1人 書記1人      |



議員報酬の推移

(単位:円)

|      | 平成14年3月まで | 平成14年4月～ | 平成15年4月～ | 平成18年4月～ | 平成27年4月～ |
|------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 議長   | 260,000円  | 254,800円 | 247,000円 | 234,600円 | 247,000円 |
| 副議長  | 187,000円  | 183,260円 | 177,000円 | 168,100円 | 177,000円 |
| 委員長  | 160,000円  | 156,800円 | 152,000円 | 144,400円 | 152,000円 |
| 議員   | 151,000円  | 147,980円 | 143,000円 | 135,800円 | 143,000円 |
| 定数推移 | 議員定数 18人  | 議員定数 18人 | 議員定数 18人 | 議員定数 12人 | 議員定数 12人 |

# 喬木村議会議員紹介

(議席番号順)

## 議席番号 1



なかもり たかしげ  
中森 高茂 1期  
職名 議員  
委員会 社会文教常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 自営業  
地区 阿島北  
党派 無所属

## 議席番号 2



しもおか ゆきふみ  
下岡 幸文 1期  
職名 議員  
委員会 社会文教常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 阿島南  
党派 無所属

## 議席番号 3



ごとう あきと  
後藤 章人 1期  
職名 議員  
委員会 総務産業建設常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 自営業  
地区 阿島町  
党派 無所属

## 議席番号 4



こいけ ゆたか  
小池 豊 1期  
職名 議員  
委員会 総務産業建設常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 富田  
党派 無所属

## 議席番号 5



きのした あつし  
木下 温司 1期  
職名 議員  
委員会 予算決算常任委員長  
総務産業建設常任副委員長  
職業 農業  
地区 富田  
党派 無所属

## 議席番号 6



いちむら とみお  
市村 富夫 1期  
職名 議員  
委員会 社会文教常任委員会  
予算決算常任委員  
職業 自営業  
地区 阿島町  
党派 無所属

## 議席番号 7



ひるがみ ふみお  
昼神 二三男 2期  
職名 議員  
委員会 総務産業建設常任委員長  
議会運営委員副委員長  
予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 阿島北  
党派 無所属

## 議席番号 8



つつい まさし  
筒井 正司 2期  
職名 議会選出監査委員  
社会文教常任副委員長  
委員会 予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 大島  
党派 無所属

## 議席番号 9



もとじま しょうこ  
元島 賞子 3期  
職名 議員  
委員会 社会文教常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 氏乗  
党派 日本共産党

## 議席番号 10



よこまえ ゆたか  
横前 豊 4期  
職名 議員  
委員会 議会運営委員長  
総務産業建設常任委員長  
予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 伊久間  
党派 無所属

## 議席番号 11



もりや ひろゆき  
森谷 博之 3期  
職名 喬木村議会副議長  
社会文教常任委員  
委員会 予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 小川上平  
党派 無所属

## 議席番号 12



おざわ ひろし  
小澤 博 3期  
職名 喬木村議会議長  
総務産業建設常任委員長  
委員会 予算決算常任委員  
職業 農業  
地区 加々須  
党派 無所属

# 喬木村議会議員名簿

任期 平成25年6月25日～平成29年6月24日

| 職名   | 議席 | 氏名    | 住所               | 生年月日     | 年齢 | 期数 | 党派  | 職業 |
|------|----|-------|------------------|----------|----|----|-----|----|
| 議長   | 12 | 小澤 博  | 5222-2<br>(豊詰)   | S20.3.4  | 71 | 3  | 無所属 | 農業 |
| 副議長  | 11 | 森谷 博之 | 8554-2<br>(上の原南) | S33.5.18 | 58 | 3  | 無所属 | 農業 |
| 監査委員 | 8  | 筒井 正司 | 9759<br>(大島上平2)  | S18.1.25 | 73 | 2  | 無所属 | 農業 |

|             |      |    |       |                    |           |    |   |     |     |
|-------------|------|----|-------|--------------------|-----------|----|---|-----|-----|
| 総務産業建設常任委員会 | 委員長  | 7  | 昼神二三男 | 3779<br>(宮沢2)      | S19.2.3   | 72 | 2 | 無所属 | 農業  |
|             | 副委員長 | 5  | 木下 温司 | 12295-2<br>(富田4-2) | S21.7.10  | 70 | 1 | 無所属 | 農業  |
|             | 委員   | 3  | 後藤 章人 | 896-3<br>(茜1)      | S27.9.26  | 64 | 1 | 無所属 | 自営業 |
|             | 〃    | 4  | 小池 豊  | 12773-1<br>(富田1-1) | S24.12.22 | 67 | 1 | 無所属 | 農業  |
|             | 〃    | 10 | 横前 豊  | 16480<br>(伊久間7)    | S24.11.18 | 67 | 4 | 無所属 | 農業  |
|             | 〃    | 12 | 小澤 博  | 5222-2<br>(豊詰)     | S20.3.4   | 71 | 3 | 無所属 | 農業  |

|           |      |    |       |                   |          |    |   |       |     |
|-----------|------|----|-------|-------------------|----------|----|---|-------|-----|
| 社会文教常任委員会 | 委員長  | 2  | 下岡 幸文 | 1142-1<br>(鍛冶垣外8) | S30.2.25 | 61 | 1 | 無所属   | 農業  |
|           | 副委員長 | 8  | 筒井 正司 | 9759<br>(大島上平2)   | S18.1.25 | 73 | 2 | 無所属   | 農業  |
|           | 委員   | 1  | 中森 高茂 | 622-1<br>(神坂西)    | S34.3.30 | 57 | 1 | 無所属   | 自営業 |
|           | 〃    | 6  | 市村 富夫 | 770-1<br>(西町上)    | S21.2.26 | 70 | 1 | 無所属   | 自営業 |
|           | 〃    | 9  | 元島 賞子 | 11301<br>(本谷2)    | S30.3.8  | 61 | 3 | 日本共産党 | 農業  |
|           | 〃    | 11 | 森谷 博之 | 8554-2<br>(上の原南)  | S33.5.18 | 58 | 3 | 無所属   | 農業  |

# 喬木村議会委員会構成等

平成29年1月16日

任期 平成25年6月25日～平成29年6月24日

| 職 名         |      | 議席 | 氏 名   |
|-------------|------|----|-------|
| 議会運営<br>委員会 | 委員長  | 10 | 横前 豊  |
|             | 副委員長 | 7  | 昼神二三男 |
|             | 委員   | 2  | 下岡 幸文 |
|             | 〃    | 5  | 木下 温司 |
|             | 〃    | 11 | 森谷 博之 |
| 議 長         |      | 12 | 小澤 博  |

| 職 名         |      | 議席       | 氏 名   |
|-------------|------|----------|-------|
| 予算決算<br>委員会 | 委員長  | 5        | 木下 温司 |
|             | 副委員長 | 4        | 小池 豊  |
|             | 委員   | その他議員 9名 |       |

| 職 名                               |     | 議席 | 氏 名   |
|-----------------------------------|-----|----|-------|
| 広域連合議会議員<br>兼北部総合事務組<br>合 議 会 議 員 | 議 長 | 12 | 小澤 博  |
|                                   | 副議長 | 11 | 森谷 博之 |

| 職 名  |      | 議席 | 氏 名   |
|------|------|----|-------|
| 編集委員 | 委員長  | 11 | 森谷 博之 |
|      | 副委員長 | 2  | 下岡 幸文 |
|      | 委員   | 1  | 中森 高茂 |
|      | 〃    | 3  | 後藤 章人 |
|      | 〃    | 4  | 小池 豊  |

会議の状況(平成26年度)

定例会・臨時会

| 区 分   |     | 会 期 | 本会議日数 | 一般傍聴者 |
|-------|-----|-----|-------|-------|
| 定例会   | 3月  | 17日 | 3日    | 7人    |
|       | 6月  | 16日 | 3日    | 35人   |
|       | 9月  | 17日 | 3日    | 19人   |
|       | 12月 | 17日 | 3日    | 6人    |
|       | 計   | 67日 | 12日   | 67人   |
| 臨時会   | 3回  | 3日  | 3日    | 0人    |
| 年 間 計 |     | 70日 | 15日   | 67人   |

付議事件

| 区分               |       | 定例会 | 臨時会 | 計   | 原案可決 |
|------------------|-------|-----|-----|-----|------|
| 村<br>長<br>提<br>出 | 条例    | 31  | 2   | 33  | 33   |
|                  | 予算    | 28  | 1   | 29  | 29   |
|                  | 決算    | 7   | 0   | 7   | 7    |
|                  | その他   | 5   | 2   | 7   | 7    |
|                  | 専決    | 13  | 0   | 13  | 13   |
| 計                |       | 84  | 5   | 89  | 89   |
| 議<br>員<br>提<br>出 | 条例    | 1   | 0   | 1   | 1    |
|                  | 意見書   | 10  | 0   | 10  | 10   |
|                  | 決議    | 0   | 0   | 0   | 0    |
|                  | 規則その他 | 1   | 0   | 1   | 1    |
| 計                |       | 12  | 0   | 12  | 12   |
| 合計               |       | 96  | 5   | 101 | 101  |

請願・陳情

| 区分 | 受理件数 |    | 計  | 処理結果 |      |      |     |     | 計  |
|----|------|----|----|------|------|------|-----|-----|----|
|    | 新規   | 継続 |    | 採択   | 一部採択 | 趣旨採択 | 不採択 | その他 |    |
| 請願 | 2    | 0  | 2  | 2    | 0    | 0    | 0   | 0   | 2  |
| 陳情 | 8    | 0  | 8  | 7    | 1    | 0    | 0   | 0   | 8  |
| 要請 | 0    | 0  | 0  | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0  |
| 計  | 10   | 0  | 10 | 9    | 1    | 0    | 0   | 0   | 10 |

議 会 委 員 会 構 成 と 担 当 部 署

喬木村議会  
定数：12名  
議長 小澤 博  
副議長 森谷 博之  
議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれます。  
定例会：年4回（3・6・9・12月）  
一般の議員は、年間約100日、500時間に相当する活動を行っています。

|   |      |        |
|---|------|--------|
| 議会運営委員会                                   | 議員構成 |        |
|   | 委員長  | 横前 豊   |
|   | 副委員長 | 昼神 二三男 |
|   | 委員   | 下岡 幸文  |
|   | 委員   | 木下 温司  |
| 議会日程の決定、議事・請願などの取扱など議会の運営が円滑に行われるよう協議します。 |      |        |

|  |      |        |
|--|------|--------|
| 総務産業建設常任委員会  | 議員構成 |        |
|  | 委員長  | 昼神 二三男 |
|  | 副委員長 | 木下 温司  |
|  | 委員   | 後藤 章人  |
|  | 委員   | 小池 豊   |
|  | 委員   | 横前 豊   |
| 総務課、企画財政課、高速交通対策課、住民窓口課、建設課、産業振興課を担当し、委員会として採択するか否かの決定がされます。 |      |        |

|  |      |        |
|--|------|--------|
| 予算決算常任委員会  | 議員構成 |        |
|  | 委員長  | 木下 温司  |
|  | 副委員長 | 小池 豊   |
|  | 委員   | 中森 高茂  |
|  | 委員   | 下岡 幸文  |
|  | 委員   | 後藤 章人  |
|  | 委員   | 市村 富夫  |
|  | 委員   | 昼神 二三男 |
|  | 委員   | 筒井 正司  |
|  | 委員   | 元島 賞子  |
| 一般会計の他5つの特別会計の予算・決算に関する事項を担当し、委員会として採決するか否かの決定がされます。 |      |        |

|  |      |       |
|--|------|-------|
| 社会文教常任委員会                                    | 議員構成 |       |
|  | 委員長  | 下岡 幸文 |
|  | 副委員長 | 筒井 正司 |
|  | 委員   | 中森 高茂 |
|  | 委員   | 市村 富夫 |
|  | 委員   | 元島 賞子 |
| 保健福祉課、教育委員会に関する事項を担当し、委員会として採択するか否かの決定がされます。 |      |       |

| 担当課等    | 担当        | 主要業務  |
|---------|-----------|---|
| 議会事務局   | 議会        | 議会、選挙、監査、国勢調査に関すること                                 |
| 総務課     | 庶務係       | 庁舎、職員管理、消防団、交通安全、防犯、防災に関すること                        |
|         | 情報統計係     | 広報、情報通信、くりんネット、統計に関すること                             |
| 企画財政課   | 企画財政係     | 政策企画、地域支援、村民バス、男女共同参画、財政、入札、ふるさと寄附金、総合計画、地方創生に関すること |
| 高速交通対策課 | 高速交通対策係   | リニア、三遠南信、住宅宅地、工場誘致に関すること                            |
| 住民窓口課   | 住民係       | 転入転出、住民票、戸籍、年金、国保資格得喪に関すること                         |
|         | 税務係       | 村税の賦課徴収に関すること                                       |
|         | 会計係       | 出納に関すること  |
| 建設課     | 建設係       | 道路、河川、橋梁、災害復旧に関すること                                 |
|         | 上下水道係     | 簡易水道、下水道に関すること                                      |
|         | 住宅林務環境係   | 林務、村営住宅、環境、廃棄物、犬猫に関すること                             |
| 産業振興課   | 農政係       | 農業委員会事務局、農業振興、農地利用に関すること                            |
|         | 商工観光係     | 商工業、観光、地域活性化、NPOに関すること                              |
|         | 交流センター係   | 交流センター、クラインガルテン、公園の管理運営に関すること                       |
|         | 地域おこし協力隊員 | 地域産業の振興、観光交流人口の拡大、地域活性化に関すること                       |

| 担当課等    | 担当         | 主要業務                                    |
|---------|------------|---|
| 保健福祉課   | 福祉係        | 福祉全般、障害者、児童手当に関すること                     |
|         | 包括支援係      | 介護保険、介護認定、介護予防、包括支援センターに関すること           |
|         | 健康推進係      | 健康相談、健診、母子保健、健康づくり、福祉医療、予防接種、栄養指導に関すること |
|         | 保険係        | 国民健康保険、後期高齢者医療に関すること                    |
| 教育委員会   | 総務係        | 教育委員会事務局、総合教育会議、調査統計、広報に関すること           |
|         | 子ども教育係     | 学校教育、保育園、子育てに関すること                      |
|         | 北保育園       | 北保育園の運営に関すること                           |
|         | 中央保育園      | 中央保育園の運営に関すること                          |
|         | 南保育園       | 南保育園の運営に関すること                           |
|         | 社会教育係      | 社会教育、社会体育、施設管理、総合型スポーツクラブに関すること         |
|         | 公民館        | 公民館に関すること                               |
|         | 椋記念館・図書館   | 椋鳩十記念図書館の運営、椋文学の継承に関すること                |
|         | 歴史民俗資料館    | 歴史民族資料館の運営に関すること                        |
|         | こども学遊館     | 子育てひろば、児童クラブ、放課後子ども教室に関すること             |
| 小中学校    | 学校との連携等    |   |
| 学校共同調理場 | 学校給食の料理・配送 |   |

議会事務局 職員：2名

議会全員協議会  
議長が招集し議員全員で協議・調整を行うための場として様々な課題や協議する。また、広域連合や北部総合事務組合等の報告や、議案の審査や議会運営に関し理事者や課長全員で調整する会議も実施。月1回を基本に開催されます。

全体会  
議員同士の話し合いの場として、議員だけで月1回を基本に開催されます。

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 議会だより編集委員会            |       |
| 委員長                   | 森谷 博之 |
| 副委員長                  | 下岡 幸文 |
| 委員                    | 中森 高茂 |
| 委員                    | 後藤 章人 |
| 委員                    | 小池 豊  |
| 定例会後年4回議会だよりを発行しています。 |       |

|                |          |
|----------------|----------|
| リニア三遠南信対策特別委員会 |          |
| 委員長            | 昼神 二三男   |
| 副委員長           | 小池 豊     |
| 委員             | その他議員10名 |

リニア中央新幹線整備事業及び三遠南信自動車道整備事業について対策を協議します。

# 喬木村議会基本条例

平成24年12月21日

条例第23号

改正 平成26年3月20日条例第9号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）
- 第3章 最高規範性と政治倫理（第5条・第6条）
- 第4章 議会と村民の関係（第7条－第10条）
- 第5章 議会と行政の関係（第11条－第14条）
- 第6章 議会の政策立案及び提言（第15条・第16条）
- 第7章 議会運営（第17条・第18条）
- 第8章 議会改革（第19条）
- 第9章 議会事務局の体制整備（第20条）
- 第10章 議員定数と報酬及び責務（第21条－第25条）

### 附則

平成12年4月、地方分権一括法が施行された。それにより機関委任事務の廃止など、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られた。つまりそれまでの国依存から脱却し自らの責任において自立した地方行政の、あるべき姿にかじが切られたのである。

そこで、こうした分権時代としての議会の、あるべき姿を見直すことこそが、その役割や責任を果たしうる途と思うのである。

もとより議会は、二元代表制の趣旨をふまえ、首長とは本来独立対等の立場にあり、村行政に対する議事及び監視機関としての役割と責任を果たさなければならないものである。

したがって、こうした役割発揮のためには、村民の民意を行政に生かすべく「住民自治」の精神を重んじ、徹底した情報公開と住民参加による議会運営こそ極めて重要な視点である。ともあれ議会が住民から遠い存在であってはならないのである。

要は、村民に信頼され、存在感のある活発な議会を目指し、喬木村の明るい豊かな未来に向けて、村民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりにより、村民の期待と信頼に応えていく決意の表明が必要である。

ここに喬木村議会基本条例を制定し、議会としての理念を明らかにするとと

もに、議会活動に責任を持って実践するための誓約事項とするものである。

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この条例は、かつて民意により自立を選択した村として「小さくともアルプスの峰の如くきざんとそびえる美しい村」づくりに向かって議会運営及び議員に関わる基本事項を定め、議会及び議員の活動原則にのっとり、喬木村の持続的で明るい豊かなむらづくりに寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、村の意志決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して村民の意志を村政に反映させるべく、公明公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 村民を代表する、唯一の議決機関であることを自覚し、公正性、透明性、信頼性が高まるよう村民に開かれた魅力ある議会を目指して活動すること
- (2) 村政運営への監視及び評価機能を高めるべく活動すること
- (3) 村民の多様な意見を村政に反映できるよう常に自由かつつな討議により、政策の論点を明らかにしていくこと
- (4) 村民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等に努めること
- (5) 村民の議会への関心を高める議会運営を行うこと

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること
- (2) 村政の課題全般について認識し、村民の意見を的確に把握するとともに、自己啓発のために不断の研さんによって、村民の負託に応えるべく活動すること
- (3) 議会活動について村民に対し説明責任を有すること

## 第3章 最高規範性と政治倫理

### (議会の最高規範)

第5条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図らな



ければならない。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、村民の代表としての良心と責任感を持って、議員としての品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第4章 議会と村民の関係

(村民参加及び村民との連携)

第7条 議会は、村民に対し参画しやすい開かれた議会づくりに努めなければならない。

2 議会は、議決責任を深く認識するとともに村民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、村民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

4 議会は、請願及び陳情を村民による政策提案と位置づけ、提案者の意見も聞くなど、的確な対応に努めなければならない。

5 議会は、議会モニターを設け、議会運営等の要望、提言など意見聴取に努めること。

(情報公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会のほか、秘密会を除く全ての会議を原則公開とする。

(議会報告会)

第9条 議会は、村政の諸課題など、村政全般にわたり議会としての立場から議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、村政に関わる情報を村民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより多くの村民が議会と村政に関心を持つよう、「議会だより」モニターを設けるなど議会広報活動に努めるものとする。

第5章 議会と行政の関係

(議会と村長等執行機関との関係)

第11条 議会は、村長等執行機関及びその職員との関係は常に公明公正な是非々の立場を保ち、緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と村長等の質疑応答は、村政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

3 議長から本会議及び常任委員会への出席を要請された村長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問の主旨を確認するため反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して村長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において村長等に文書により回答を求めるものとする。

(政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、村長が提案する重要な政策について議案審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため村長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等
- (3) 村民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
- (8) その他議会が必要と判断する情報

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策又は事業別の説明を村長に求めることができる。

(議会の議決事件)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、村政全般に関わる、総合振興計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び国土利用計画（喬木村計画）の策定、変更及び廃止をしようとするときとする。

## 第6章 議会の政策立案及び提言

(政策の立案及び提言)

第15条 議会は、政策形成機能の強化に努め、条例の制定、議員提案、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

(研修、調査研究等)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が必要な研修及び調査研究を行う機会の確保
- (2) 議員が自己啓発に努めるべく環境の整備

### (3) 他市町村議会との交流と連携

#### 第7章 議会運営

(開かれた議会と自由討議による合意形成)

第17条 議会は、公正性及び透明性、信頼性を高めるべく村民に開かれた議会を目指すと同時に、政策形成に反映できるような村民参加の機会を拡充することに努めること。

2 議会は、言論の府であり、合議制機関であることを十分に認識し、議長は、村長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

3 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、村長提出議案及び、村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

4 議員は、前二項による討議をふまえ、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。

(委員会の活動)

第18条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら、村民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会及び全員協議会等は、議員相互間の討論を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

3 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

4 委員長は、委員会の秩序保持に務め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

#### 第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第19条 議会は、住民自治を基本とし、議員としての本来的な役割を発揮するよう議会のあり方について研究するべく常に議会改革に取り組むものとする。

#### 第9章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の体制整備を図るとともに、調査及び法務機能を積極的に強化することに努める。

2 議会は、あらゆる議会活動に必要な学習資料や文献等について事務局を通じ整備するよう努める。

#### 第10章 議員定数と報酬及び責務

(議員定数)

第21条 議員定数の改正にあたっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、これを別の条例で定める。

2 議員定数に関する条例改正案は、村民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬の改定にあたっては、議員が提案する場合は村民の客観的な意見を参考に決定するものとし、これを別の条例で定める。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として村民に対する責任を果たさなければならない。

(議決の責任)

第24条 議会は、議決責任を深く認識するとともに議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、村民に対して説明する責務を有する。

(検証及び見直し)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、について常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。